

お取引先 各位

上智大学短期大学部との取引における留意事項について

上智大学短期大学部（以下、「本学」という。）では、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に経費を使用することを基本方針としています。

この基本方針に沿った業務運営の実現のため、お取引先の皆様へ下記のとおり留意事項をお知らせいたしますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、当留意事項は上智大学とのお取引においても適用されます。

記

1. 検品・検収について

本学では、公的資金（全ての学内予算及び科学研究費助成事業等の外部資金）で購入する物品の納品検査（検品）については、全て短期大学部事務センターで行いますので、納品にあたっては、事務センターに納品物と納品書をお持ち込みいただき、納品書に検品印を受けてから納品場所（研究室等）に納品いただきます。

また、特殊な役務に対する検品については、原則として、有形の成果物がある場合には、当該成果物の確認及び完了報告書等、有形の成果物がない場合は、完了報告書・作業報告書の提出をお願いしております。

なお、必要に応じて、抽出などの事後チェック等を含め、これに関わる仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする場合がありますので、予めご了承ください。

2. 納品書など書類への日付の記載について

見積書、納品書、請求書など本学提出書類への日付記入にご協力願います。

3. 取引における禁止事項について

次の不適切な取引を行わないようにお願いいたします。

- ・預け金
- ・取引実績と異なる書類の提出
- ・納品物の持ち帰り
- ・その他不正行為と判断される取引

4. 取引停止について

上記3の禁止事項が判明した場合は、「上智大学公的資金に係わる不正取引に関する取扱基準」（短期大学部にも適用）に基づき、一定期間、本学との取引を停止いたします。

※「上智大学公的資金に係わる不正取引に関する取扱基準」は、本学ホームページに掲載しております。

URL：<http://www.jrc.sophia.ac.jp/pdf/research/effort/guide03.pdf>

5. 不正・不適切な取引情報の通報について

本学の教職員から不正・不適切な取引を要求された場合にはこれを拒絶し、下記通報窓口までご連絡ください。

【公的研究費の運営・管理に関する不正な行為等の通報（告発）窓口】

学校法人上智学院 監査室 TEL 03-3238-4389

e-mail koekitsuho110@cl.sophia.ac.jp

(窓口に通報又は告発をする者を保護するため、通報者の氏名秘匿等を保障する制度を設けています。)

6. 情報提供について

会計検査院等の会計実地検査や本学の内部監査等に伴い、不正取引防止の観点あるいは本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合は、全面的にご協力いただき、取引記録に関する帳簿等（売上帳簿、納品を確認できる書類等）を求められた場合は、速やかにご提供ください。

7. 本学との取引における誓約書の提出について

本学との取引にあたっては、本留意事項及び「上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン」、「上智大学公的資金に係わる不正取引に関する取扱基準」(短期大学部にも適用)をすべて遵守いただきますが、一定の取引量を有するお取引先様については、別に定める誓約書の提出をお願いすることとなりますので、予めご了承ください。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】

学校法人上智学院 財務局経理グループ

TEL 03-3238-3182

本留意事項及び「上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン」、その他関係規定・基準は、必要に応じて改定されることがありますので、最新のものは、上智大学ホームページで適宜ご確認ください。